

住宅用火災警報器 あなたの家にはついていますか！？

消防法により、すべての住宅やアパート、マンション（自動火災報知設備設置住宅は除く）で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅火災100件あたりの死者数
(平成27年～平成29年)

(出展：消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>)



火災は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることです。

住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合と比べて100件あたりの死者数が43%も減っています。

万が一の時も住宅用火災警報器があれば、火災にいち早く気づくことができ、大切な命を守ってくれます。

つけてよかった！

住宅用火災警報器の奏功事例

- 1 家人は、外出し留守であったが、住宅用火災警報器が鳴動し、通行人の女性が警報音に気付いたことにより、早期に火災の発見、通報に繋がったため、大きな被害に至らなかった。
- 2 料理中にその場を離れ、うとうと寝てしまい、台所内のガスこんろ上の鍋内の食材が焦げたもので、放置すれば火災に至る可能性があったが、室内に設置されていた住宅用火災警報器が作動し、本人が警報音に気づきこんろのスイッチを消したため、火災を未然に防ぐことができた。

住警器、ずっと使える？

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は、約10年

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いており、電池の寿命の目安は約10年とされています。

「いざ」というときのために、定期的に作動確認を行きましょう。

住宅用火災警報器の設置の義務化は、2006年で約12年が経過しています。ご自宅の住宅用火災警報器をご確認ください。

電池の確認は、点検ボタンを押すか点検ひもを引いて作動確認をする。

警報器に反応がなければ、故障（※下記）か電池切れです。警報器本体又は電池を交換してください。

※故障か電池切れか不明の場合は取扱説明書を確認するかメーカーにお問合せください。



作動確認

掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119